

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長  
(公 印 省 略)

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」  
の公布及び一部の施行に当たり留意すべき事項について

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「事業改善法」という。）のうち、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を更に進めるための労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）等の改正内容については、本日付け基発第0706001号において労働基準局長より通知されたところであるが、その公布・施行に当たっては下記の事項に留意の上、改正内容の周知等に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

事業改善法は、国民年金事業、厚生年金保険事業等について、サービスの向上、保険料の納付の促進及び公正で透明かつ効率的な事業運営の確保等の措置を講ずることにより、公的年金事業の適正な運営及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図ることを目的とするものであり、社会保険と労働保険の徴収事務一元化を推進するために必要となる労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）等の改正についても、労働保険の適用・徴収の適正な推進に資するとともに、上記の事業改善法の趣旨にも合致するものであることから、この一環として行うこととしたものであること。

2 改正の内容

(1) 徴収法関係

- ① 現物給与の評価について（事業改善法第20条による改正後の徴収法第2条第3項関係。平成21年4月1日施行）

現在、住居や食事等、賃金の一部が通貨以外の現物で支払われるものの評価については、地方の時価によって定めるとの趣旨・目的は共通であるが、社会保険は地方社会保険事務局長が、労働保険は所轄労働基準監督署長等が、それぞれ定めることとされており、評価の内容も異なっている。

本改正は、社会保険・労働保険とも同じ内容を厚生労働大臣が統一して定めることとすることにより、事業主の事務負担の軽減を図るものであること。

なお、事業改善法第8条及び第18条において、厚生年金保険法及び船員保険法について徴収法と同様の改正が行われていること。

- ② 労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の期限の統一について(事業改善法第20条による改正後の徴収法第15条第1項並びに第19条第1項及び第3項関係。平成21年4月1日施行)

本改正は、ともに保険料納付の基礎となる届出である社会保険の算定基礎届(提出期間は7月1日から7月10日まで)と労働保険の年度更新申告書(提出期間は4月1日から5月20日まで)について、事業主の届出等の手続が同時期にできるよう、提出期限を7月10日に統一する措置を講ずることにより、事業主による手続の簡素化を図るものであること。

なお、現行の労働保険の年度更新の提出期間は、いわゆるゴールデンウィークによる休日等を考慮し、4月1日から5月20日までの50日間と規定しているが、提出期限の延長によりこのような事情が消滅することから、改正後の提出期間は6月1日から7月10日までの40日間としたものであること。ただし、年度途中で保険関係が成立した事業主等については、保険関係の成立日がまちまちであり、上記と同様の事情変更がないことから、現行通り50日間としたこと。

- ③ 事業所情報の提供について(事業改善法第19条による改正後の徴収法第43条の2関係。公布日施行)

本改正は、社会保険の規定を参考として、労働保険についても、都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所が社会保険事務所や市町村等の官公署に対し、事業所の名称、所在地等の情報提供を求める際の法律上の根拠を明記することにより、未手続事業の解消等に資することを目的とするものであること。

なお、「官公署」には日本年金機構も含まれるものであり、社会保険庁の日本年金機構への移行後も、この規定に基づき、日本年金機構に対して事業所情報の提供を求めることが可能であること。

- (2) 社会保険労務士法の改正について(事業改善法第22条による改正後の社会保険労務士法第14条の7第3号及び第29条関係。平成21年4月1日施行)

本改正は、その業務を通じて労働社会保険諸法令に密接に関わる社会保険労務士による社会保険料及び労働保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、新たな規定を設けたものであること。また、改正後の規定に基づき、全国社会保険労務士会連合会より都道府県労働局等に対して情報提供の求めがなされる場合が考えられるが、具体的な運用については、今後、本省と全国社会保険労務士会連合会との間で検討する予定であること。

### 3 その他

2の事項((1)③を除く。)については、今後、施行日までに必要な政省令等の整備を行うこととしており、その具体的な内容についてはおって通知する予定であること。